

返戻金制度について

本紹介所は、採用された者が入社後、本人の意思により又は就業規則違反等の本人の責に帰する事由により早期退職した場合、求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に返済します。

● 入社後 2 ヶ月以内の場合	5 0 %
● 入社後 3 ヶ月以内の場合	4 0 %
● 入社後 4 ヶ月以内の場合	3 0 %
● 入社後 5 ヶ月以内の場合	2 0 %
● 入社後 6 ヶ月以内の場合	1 0 %

なお、採用者された者が、専ら求人者の都合により早期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返済は行わないものとします。

株式会社オフィスアイ
代表取締役 西馬場浩志